

(監査委員事務局第一課 監査の結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第658号

平成31年2月14日付け監査第585号で通知した監査結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月21日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

- 1 平成30年度行政監査の結果（平成31年2月14日付け監査第585号）に基づく措置
 (1) 概要 「措置済」4件
 (2) 措置の状況

防災に必要な物資・資材等の管理に係る措置の状況（令和2年3月31日現在）			
項目	監査の結果（要旨）	監査対象機関 「保管場所等」	措置の概要
4 広域防災拠点用資機材 (5) その他	<p>(現状)</p> <p>「大分県広域防災拠点計画」において、屋外発電設備は、手動による稼働には数時間を要するため、非常時に直ちに電力供給ができるよう自動運転化のための改修が必要であるとしているが、平成27年6月の同計画策定後、引き続き課題とされているものの、改修についての具体的な方向性が出ていない状態となっている。</p> <p>非常時には、手動で屋外発電設備を稼働させる必要があるものの、当該業務は、指定管理者が行う業務として明確になっておらず、非常時に稼働させる体制が不十分である。</p> <p>(検討事項)</p> <p>屋外発電設備の自動運転化を含めた運用等について、大分スポーツ公園の管理運営に係る所管課である公園・生活排水課とともに検討すること。</p> <p>また、当面の対応として、手動により屋外発電設備を稼働させる際の体制整備について検討すること。</p>	<p>防災局防災対策企画課 「大分スポーツ公園」</p>	<p>大分スポーツ公園は「大分県広域防災拠点基本計画」において、災害発生時に広域防災拠点としての機能を担うこととされており、現地調整所や臨時的な医療拠点の立上げに必要な電力を賄うため、屋外発電設備を使用することとしている。</p> <p>今回の指摘を受け、同公園の指定管理に係る基本協定書に含まれる「広域防災拠点に関する業務」を具体化するため、広域拠点を活用する関係機関との連携等をまとめた「大分県広域受援計画（平成31年3月29日修正）」に「発電設備の稼働準備」を指定管理者が行うことを記述した。</p> <p>また、令和元年6月に屋外発電設備起動マニュアルを整備し、これに基づき当該指定管理者による起動訓練を実施した。その結果、発災後、拠点機能の立上げに支障のない時間内に完了できた。これらの措置によって運用面の課題は解決したものと考えている。</p> <p>なお、当該設備の自動運転化については、実際の有事における拠点立ち上げまでの現実的な所要時間も考慮し、引き続き、関係課と検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

防災に必要な物資・資材等の管理に係る措置の状況（令和2年3月31日現在）			
項目	監査の結果（要旨）	監査対象機関 「保管場所等」	措置の概要
5 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材			
(3) 品質・機能の確保に係る問題点	<p>（現状） コンテナに保管している資機材は、湿気等により毀損しているおそれがある。</p> <p>（改善事項） 点検実施により使用の可否を判断の上、必要に応じて資機材の更新等を行うこと。</p>	医療政策課 「大分県中央飛行場」	<p>資機材の使用可否について確認し、使用不可であったFAXプリンター、拡声器及びバルーン投光器について、令和元年度中に更新した。</p> <p>なお、資機材について、訓練での使用などにより、必要に応じて点検を行う。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
15 石油コンビナート火災用資機材			
(2) 保管場所と管理体制に係る問題点	<p>（現状） 倉庫に保管されている合成界面活性剤泡消火薬剤は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和43年法律第117号）第2条第2項で規定される「第一種特定化学物質」であるPFOSを含んでおり、平成24年3月に使用期限切れとなっている。</p> <p>（検討事項） 当該泡消火薬剤は、今後使用する予定がないこと及び国の基準に基づいた管理が必要であることを踏まえ、廃棄予定としている令和4年度を待たず、前倒しでの処分を検討すること。</p>	防災局消防保安室 「大分県防災資機材センター」	<p>倉庫に保管されている泡消火薬剤のうち、PFOSを含んでいるものについては、すべて廃棄処分を行った。（令和2年3月11日完了）</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
16 警察災害装備			
(2) 保管場所と管理体制に係る問題点	<p>（現状） 当該庁舎は、大分市の津波・地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップによれば、津波・洪水浸水域内に位置し、これらにより1階に保管している資機材等の使用が困難となるおそれがある。</p> <p>（検討事項） 資機材等について、他施設等への移設や浸水リスク軽減のための分散備蓄などを検討すること。</p>	警備部警備第二課 「警察本部庁舎第2別館」	<p>津波・地震の発生に伴う浸水等のリスクに対処するため、災害警備用装備資機材、備蓄食料等については、警察本部機能集中化のための庁舎移転に伴い、令和2年3月に大分中央警察署の上層階に移動した。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>

（注） 前回（令和元年12月13日）の公表において「措置済」としたものは今回の公表対象に含めていない。